

実務対応報告公開草案第 29 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

平成 20 年 11 月 28 日
あずさ監査法人

平成 20 年 11 月 13 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 29 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 保有目的区分の変更が可能な金融資産の範囲に関して（実務対応報告第5項）

本公開草案のタイトルは「『債券』の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」とされており、保有目的区分の変更が可能な金融資産の範囲は債券に限定されているように思われる。今般の金融危機対応という趣旨を踏まえれば、保有目的区分の変更が可能な金融資産の範囲は流動性が極端に低下した証券化商品に限定すべきと思われることから、対象範囲を限定することを本文にて明確化していただきたい。

2. 保有目的の変更に伴う振替の対象に関して（実務対応報告第5、9及び13項）

平成 20 年 10 月 28 日公表の「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」においては、一部を振り替えられるよう見直すこともありうる旨の記述があるが、本公開草案においては、この点が明確でないように思われるため、売買目的有価証券からその他有価証券へ振替える場合、売買目的有価証券のうち一部のみを振替えることができるのかどうかについて確認したい（この点は、第 9 項における売買目的有価証券及び第 13 項におけるその他有価証券についても同様。）。

3. その他有価証券から満期保有目的の債券への振替に係る会計処理に関して（実務対応報告第15項及び設例）

設例によれば、振替時における取得差額 90 及び振替時に生じる評価差額 60 は、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替える会計処理が示されている。このうち振替前から生じている取得差額 30 を除いた残りの取得差額 60 及び評価差額 60 について、金利調整部分とみなして会計処理されている。

金融商品会計に関する実務指針第 274 項によれば、「満期保有目的の債券は、信用リスクの低い債券が対象となるため、一般に、取得差額は金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができる。」とされている。しかし、最近の金融市場は、市場環境等の著しい変化によって流動性が極端に低下している「稀な状況」下であり、「一般的な状況」ではないと考えられる。振替時に生じる取得差額及び評価差額は、金利調整部分のみから構成されているわけではなく、流動性の極端な低下により時価が下落しているケースも想定されるため、実務指針の前提としている状況とは異なるものと考えられる。したがって、流動性の極端な低下から生じた評価差額についても、償却原価法により会計処理することを意図しているのか明記すべきである。

4. 四半期財務諸表における注記について（実務対応報告第7、11、17項）

四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて注記することとされている。しかし、四半期財務諸表においても、事業年度末と同様追加情報（四半期連結財務諸表規則第14条）に該当するものと考えられる。したがって、7項、11項、17項の各々について、なお書き以下を削除すべきであるとする。

5. 本実務対応報告の遡及適用について（実務対応報告第18項）

現行の「金融商品に関する会計基準」等においては、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、債券の保有目的区分は当初取得時において行われ、原則として、事後的に変更されるべきものではないものとされているものの、諸外国の動向等もあって、保有目的区分の変更を「稀な状況」において限定的に容認するというのが本実務報告公表の経緯であると思われる。限定的な容認はやむを得ない状況にあるものと思われるが、現行のルールにおける「恣意性の排除」についてはできる限り配慮すべきであるとする。また、18項において、「経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意思決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それが確認できる場合」とされているが、公表日前の当該実務対応報告のような会計ルールがない状況下において、このような意思決定を行い、かつ、それを確認できるような状況は、現実的には想定しえないものと考えられる。

上記のことから、本実務対応報告を公表日前の日に遡って適用することができるとする扱いは不要とする。

以上